

宿泊施設の客室のバリアフリー化基準を制定しました

1. 基準の趣旨

- 名古屋市では、アジア・アジアパラ競技大会を契機に社会や地域に貢献するレガシーとして、高齢者、障害者の方等を含む全ての方が利用しやすい宿泊施設とすることを目的に、**一般客室内部の基準を策定**しました。
- 一定規模以上の建築物の新築時において、事後の改修により対応することが困難な項目について、**条例により基準を定め、義務化**します。

2. 基準の概要

条 例	名古屋市高齢者、障害者等が円滑に利用できる宿泊施設の客室の整備に関する条例 (通称： 客室バリアフリー条例) 施行日：令和8年10月1日 （ただし、届出にかかる一部の規定は、公布の日）
対 象	建築（新築、増築、改築又は用途変更）する部分の 床面積の合計が、1,000㎡以上 の 宿泊施設における一般客室 （車いす使用者用客室を除くすべての客室） 注1 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項第四号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業の施設を除く 注2 和室部分及び増築の場合の既存部分は対象外
内 容	客室面積 15㎡ 未満 ▶ 高齢者や障害者の方等に配慮した基準 客室面積 15㎡ 以上 ▶ 車いす使用者を含めた高齢者や障害者の方等に配慮した基準 ※2以上のベッドの客室は、基準面積に4㎡を加算（15㎡ → 19㎡） 基準の詳細は ▶ 裏面参照
手 続 き	対象施設の 工事着手 30日前までに整備計画の届出 が必要
そ の 他	整備基準に適合する施設には、適合証を交付します

お問合せ先

名古屋市 住宅都市局 建築指導部 建築審査課（市役所西庁舎2階）

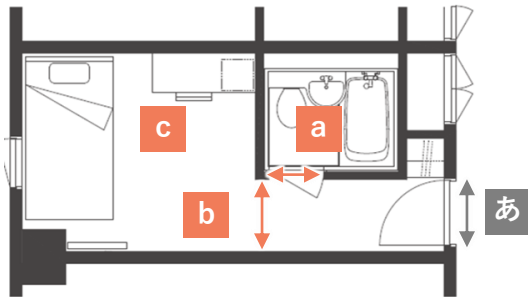
所在地：〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話番号：052-972-2929 電子メール：a2930@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

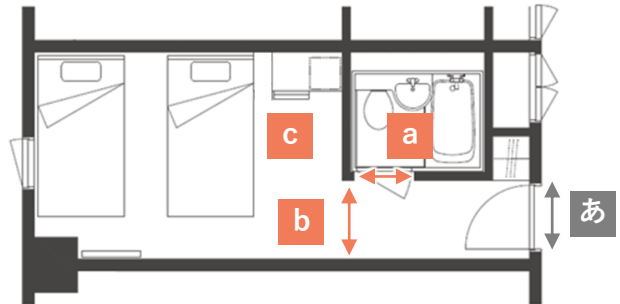
3. 基準・イメージ図

(1) 高齢者や障害者の方等に配慮した基準

ベッド1台（シングルルーム）の場合
客室面積 15 m² 未満



ベッド2台以上（ツインルーム等）の場合
客室面積 19 m² 未満

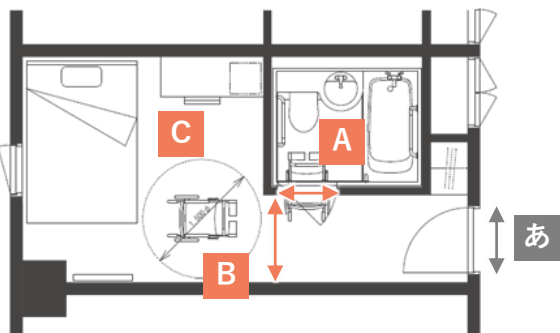


a 客室内の便所及び浴室等の出入口幅	有効幅員 70 cm 以上
b 客室内の便所及び浴室等の出入口に接する通路の幅	有効幅員 80 cm 以上
c 客室内の段差等	客室内に階段又は段を設けない
その他	便所・浴室への手すりの適切な配置に努める

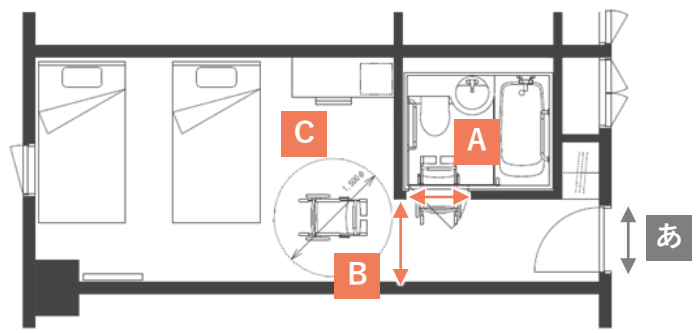
あ 人にやさしい街づくりの推進に関する条例（愛知県）により、客室出入口の有効幅員 80 cm 以上

(2) 車いす使用者を含めた高齢者や障害者の方等に配慮した基準

ベッド1台（シングルルーム）の場合
客室面積 15 m² 以上



ベッド2台以上（ツインルーム等）の場合
客室面積 19 m² 以上



A 客室内の便所及び浴室等の出入口幅	有効幅員 75 cm 以上
B 客室内の便所及び浴室等の出入口に接する通路の幅	有効幅員 100 cm 以上
C 客室内の段差等	客室内に階段又は段を設けない
その他	車いすの転回スペース、ベッド移乗スペースの確保、便所・浴室への手すりの適切な配置に努める

あ 人にやさしい街づくりの推進に関する条例（愛知県）により、客室出入口の有効幅員 80 cm 以上